

改正	昭和40年11月30日	昭和47年3月1日
	昭和50年3月31日	昭和52年10月29日
	昭和53年4月1日理事長達第5号	昭和55年12月26日理事長達第31号
	平成18年1月16日東医大発第13号	平成22年3月2日東医大発第94号
	平成24年11月19日東医大発第607号	平成25年1月15日東医大発第14号
	平成28年10月12日東医大発第486号	平成30年3月19日東医大発第101号
	平成30年12月4日東医大発第548号	令和2年4月2日東医大発第3号

目次

第1章 総則

第1条 名称

第2条 事務所の所在地

第2章 目的及び事業

第3条 目的

第4条 設置する学校

第5条 収益事業

第3章 役員及び理事会

第6条 役員

第7条 理事会の設置

第8条 理事会の権限

第9条 理事会の招集

第10条 理事会の定足数

第11条 理事会の議事

第12条 理事長の権限

第13条 理事長の選任及び任期

第14条 理事長の職務の代理又は代行

第14条の2 副理事長

第15条 常務理事

第16条 理事の選任

第17条 理事長を除く理事の任期

第18条 監事の選任

第19条 常任監事

第20条 監事の任期

第21条 監事の職務

第22条 役員の補充

第23条 理事、監事の解任及び退任

第4章 評議員会及び評議員

第24条 評議員会の設置

第25条 評議員会の権限

第26条 評議員会の諮問事項

第27条 評議員会の意見具申

第28条 評議員会の招集

第29条 評議員会の議決

第30条 評議員の選任

第31条 評議員の任期

第32条 評議員の解任及び退任

第5章 顧問

第33条 顧問

第6章 資産及び会計

第34条 資産

第35条 資産の区分

第36条 財産の管理及び処分

第37条

第38条 経費の支弁

第39条 会計

第40条 会計年度

第41条 予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画

第42条 決算及び実績報告

第43条 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

第44条 財産目録等の備付及び閲覧

第45条 情報の公開

第46条 役員の報酬

第47条 資産総額の変更登記

第7章 合併及び解散

第48条 合併

第49条 解散

第50条 残余財産の帰属

第8章 寄附行為の変更

第51条 寄附行為の変更

第9章 補則

第52条 書類及び帳簿の備付け

第53条 責任の免除

第54条 責任限定契約

(削除)

第55条 公告の方法

(削除)

第56条 施行細則

附則

学校法人東京医科大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、学校法人東京医科大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人は、事務所を東京都新宿区新宿6丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、私立学校法に基づきこれを運営し、教育基本法及び学校教育法に従い、医科大学その他の教育研究施設を設置経営することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東京医科大学大学院医学研究科

(2) 東京医科大学医学部医学科

看護学科

(3) 東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校看護専門課程

(収益事業)

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

(1) 都市再開発法に基づく、市街地再開発事業に伴う土地貸付業

(2) 都市再開発法に基づく、市街地再開発事業に伴う建物貸付業

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上17人以内（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事3人とする。ただし、副理事長については、置くことができるものとし、常務理事については、特別な理由があり、必要があると理事会において認める場合は、1人を限度として、その数を増減することができる。）

(2) 監事 4人（うち常任監事1人以上2人以内）

(理事会の設置)

第7条 本法人に、理事会を置き、理事をもって組織する。

(理事会の権限)

第8条 理事会は、本法人の一切の業務を決し、理事の職務執行を監督する。

(理事会の招集)

第9条 理事会は、原則として月1回、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時理事会を招集することができる。

3 理事長は、理事の過半数から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、速やかにこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長とする。

5 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第4項の定めにかかわらず、第21条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の定足数)

第10条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、第11条第2項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議事)

第11条 理事会の議事は、この寄附行為に別段に規定する場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は表決に加わることができない。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、議事録を作り、これに議決の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事2人がこれに署名及び捺印しなければならない。

4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事長の権限)

第12条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、本法人を代表することはできない。

(理事長の選任及び任期)

第13条 理事のうち1人を理事長とし、理事の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

2 理事長の任期は、1期3年とし、任期の始期は7月1日、その終期は3年後の6月30日とする。ただし、欠員により補充選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 理事長は、再任されることができる。ただし、3期までとし、この任期の算定については、別に定める規則による。

4 理事長は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

5 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して3年とし、前任者の任期満了時の翌日から3年をもって終了する。

(理事長の職務の代理又は代行)

第14条 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、副理事長又は常務理事が理事長の職務を代理又は代行する。

(副理事長)

第14条の2 副理事長は、理事長を補佐する。

2 副理事長は、理事会の意見を聞き、理事長が指名する。

(常務理事)

第15条 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の日常業務を分掌する。ただし、常務理事以外の理事も、日常業務の一部を担当することができる。

2 常務理事は、理事会の意見を聞き、理事長が指名する。

(理事の選任)

第16条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京医科大学の学長

(2) 東京医科大学病院長、東京医科大学茨城医療センター病院長及び東京医科大学八王子医療センター病院長

(3) 評議員会で、第24条第1号及び第2号に規定する評議員のうちから選出した者 7人

(4) 理事会で、第24条第3号に規定する評議員のうちから選出した者 4人

(5) 理事会で必要に応じて選出した者 2人以内

2 前項第3号から第5号に規定する理事の選出方法については、別に定める規則による。

3 第1項第1号から第3号までに規定する理事は、学長、病院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長を除く理事の任期)

第17条 理事長を除く理事(以下、本条では「理事」という。)の任期は、1期3年とし、任期の始期は7月1日、その終期は3年後の6月30日とする。ただし、欠員により補充選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。ただし、3期までとする。

3 前項ただし書に定める任期制限にかかる任期の算定については、別に定める規則による。

4 理事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(副理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

5 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して3年とし、前任者の任期満了時の翌日から3年をもって終了する。

(監事の選任)

第18条 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。選出方法については、別に定める規則による。

2 監事は、本法人の理事、職員又は評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者とする。

3 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(常任監事)

第19条 常任監事は、常勤とし、理事会の議を経て、理事長が選任する。

(監事の任期)

第20条 監事の任期は、1期3年とし、任期の始期は7月1日、その終期は3年後の6月30日とする。ただし、欠員により補充選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 監事は、再任されることができる。ただし、3期までとする。

3 監事は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して3年とし、前任者の任期満了時の翌日から3年をもって終了する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること。

- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員 の 補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1月以内に補充しなければならない。

(理事、監事の解任及び退任)

第23条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事の4分の3以上が出席した理事会において、出席した理事の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 理事、監事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任
  - (3) 死亡
  - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会の設置)

第24条 本法人に、評議員会を置き、次に掲げる評議員をもって構成する。

- (1) 本法人の職員のうちから選任された者 15人
- (2) 東京医科大学を卒業した者で、年齢30歳以上のものうちから選任された者 15人
- (3) 他学出身の学識経験者のうちから選任された者 10人以上15人以内

(評議員会の権限)

第25条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (2) 寄附行為の変更
- (3) 合併
- (4) 目的である事業の経営不能に因る解散

(評議員会の諮問事項)

第26条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分  
(削 除)
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 寄附金品の募集に関する事項
- (6) 収益事業に関する重要事項
- (7) その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項  
(評議員会の意見具申)

第27条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第28条 評議員会は、毎年2回以上、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、私立学校法第37条第3項第5号又は第41条第5項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に、評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、その会日の7日前までに、各評議員に対し、会議の目的たる事項を記載した招集の通知を発しなければならない。

(評議員会の議決)

第29条 評議員会は、議長及び副議長各1人を置き、評議員の互選でこれを定める。

- 2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 3 前項の場合において、評議員に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし議長は、表決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 6 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議決の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席評議員2人がこれに署名及び捺印しなければならない。

(評議員の選任)

第30条 第24条第1号に規定する評議員は、別に定める規則により、選任される。

- 2 第24条第2号に規定する評議員は、別に定める規則により、理事会がこれを選任する。
- 3 第24条第3号に規定する評議員は、別に定める規則により、理事会がこれを選任する。
- 4 第24条第1号に規定する評議員は、本法人の職員を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第31条 評議員の任期は、1期3年とし、任期の始期は7月1日、その終期は3年後の6月30日とする。ただし、欠員により補充選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 4 前項の場合の後任者の任期は、前項に基づき前任者が任期満了後に引き続き職務を行っていた期間と合算して3年とし、前任者の任期満了時の翌日から3年をもって終了する。

(評議員の解任及び退任)

第32条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員の4分の3以上が出席した評議員会において、出席した評議員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

## 第5章 顧問

(顧問)

第33条 本法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1期1年とし、再任されることができる。

4 顧問は、理事長の諮問に答え又は本法人の財政及び事業について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるることができる。ただし、その表決に加わることはできない。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第34条 本法人の資産は、次のとおりとする。

(1) 別紙財産目録の財産

(2) 資産から生ずる果実

(3) 授業料、入学金及び試験料

(4) 附属病院収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、別紙財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産の管理及び処分)

第36条 本法人の資産は、理事会の議決に従い、理事長がこれを管理処分する。

第37条 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費してはならない。ただし、評議員会の承認があった場合は、この限りではない。

(経費の支弁)

第38条 本法人の事業の遂行に要する経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

(1) 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実

(2) 入学金、授業料及び試験料

(3) 附属病院収入

(4) 寄附金

(5) その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）

(会計)

第39条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(会計年度)

第40条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第41条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事

長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績報告)

第42条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。
- 4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第43条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び評議員会の同意がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入金をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第44条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、本法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の定めにかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第45条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第46条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第47条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

## 第7章 合併及び解散

(合併)

第48条 本法人が合併しようとするときは、理事会及び評議員会において出席した理事及び評議員の各3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可がなければ、その効力を生じない。

(解散)

第49条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令



2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産の帰属すべき者は、解散のときにおいて他の学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、理事会及び評議員会において出席した理事及び評議員の各3分の2以上の議決を得てこれを選定する。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第51条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会において出席した理事及び評議員の各3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第52条 本法人は、第44条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第54条 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金492万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、東京医科大学学内の掲示場に公告する。

(施行細則)

第56条 本寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年3月6日から施行する。

附 則（昭和40年11月30日）

この寄附行為は、昭和40年11月30日から施行する。（理事定数及び評議員定数の変更）

附 則（昭和47年3月1日）

この寄附行為は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日）

この寄附行為は、昭和50年3月31日から施行する。

附 則（昭和52年10月29日）

この寄附行為は、昭和52年10月29日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日理事長達第5号）

この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。（第4条の改正）

附 則（昭和55年12月26日理事長達第31号）

この寄附行為は、昭和55年12月26日から施行する。（第5条の新設、以下繰下げ。第11条第3号の改正）

附 則（平成18年1月16日東医大発第13号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月9日）から施行する。

附 則（平成22年3月2日東医大発第94号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成22年2月18日）から施行する。この寄附行為に基づき理事、監事、評議員が選任されるまでの間は、第16条、第18条、第24条、第26条第1項第1号、同項第2号、第30条、第41条及び第50条の規定にかかるものを除き、改正前の寄附行為により選任された理事、監事及び評議員が、改正前の寄附行為に基づき本法人の業務を行うものとする。

附 則（平成24年11月19日東医大発第607号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月8日）から施行する。（第4条第2号、第16条第1項第2号及び第3項の改正）

附 則（平成25年1月15日東医大発第14号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成24年12月21日）から施行する。（第6条第1号、第17条第2項の改正及び第17条第3項の新設、以下繰下げ）

附 則（平成28年10月12日東医大発第486号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成28年10月3日）から施行する。（第4条第3号の削除、以下繰上げ）

附 則（平成30年3月19日東医大発第101号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成30年2月15日）から施行する。（第6条、第13条第3項、第14条、第20条第2項の改正及び第14条の2の新設）

附 則（平成30年12月4日東医大発第548号）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可日（平成30年11月20日）から施行する。（第6条、第16条第1項第3号、第19条及び第24条の改正並びに第16条第1項第4号の新設、以下繰下げ）

附 則（令和2年4月2日 東医大発第3号）

令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。（目次、第10条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第2項、第13条第3項、第17条第4項、第18条第2項、第21条第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第2項第3号、第26条第1項、第29条第2項、第4項、第41条見出し、第44条第1項及び第2項の改正、並びに第9条第5項、第6項、第11条第4項、第18条第3項、第21条第2項、第3項、第32条第2項第3号、第40条見出し、第41条第2項、第44条第3項、第45条から第47条及び第9章の新設並びに第21条第1項第3号の新設、以下号の繰り下げ、第23条第2項第3号の新設、以下号の繰り下げ、第26条第1項第1号、第2号の新設、以下号の繰り下げ及び第29条第5項の新設、以下項の繰り下げ並びに第9章の新設、以下第9章及び第10章を統合）